

中小企業経営者の実態

9月号  
2022

# FOR SOCIAL VALUE

## BLUE REPORT mini

中小企業とインボイス制度

---

～新制度への理解と取り組み状況～

# インボイス制度について

今、多くの企業が準備を進めている新しい制度に「インボイス（適格請求書）制度」があります（正式名称は適格請求書等保存方式）。

取引先において消費税額を正確に記載した書類を作成し、国側が消費税額を正確に把握することを目的としています。中小企業はもちろんのこと、個人事業主やフリーランスなども含め全ての企業が検討しなければならない重要な制度です。

消費税の納付税額は、自社の売上時の税額と、仕入れ時の税額の差額により決まります。インボイス制度はこの仕入税額を控除する方式のことで、よって、控除を受けるためには必要な記載内容を満たす適格請求書の保存が必要になります。

例えば、買手が仕入れ時の税額について控除（仕入税額控除）の適用を受けるためには、原則として、取引相手（売手）である登録事業者からのインボイスの保存が必要になります。それができない場合は、買手側が仕入れ時の税額についても消費税を負担しなければならないのです。

この制度によって今後懸念されるのが、取引先からインボイスを求められたときに対応できない免

税事業者は仕事を失うリスクがあるということです。さらに、もし免税事業者のまま契約ができたとしても、仕入税額分の負担を取引先から求められてしまうような事態が発生する可能性もあります。

この制度の対象は課税事業者ですが、免税事業者であっても、仕事を失うリスクを回避するために登録を申請することは可能です。これまでは免税事業者で運営してきた事業者も、免除されるメリットと、仕事を失ってしまうかもしれないデメリットを考慮した上で、対応をしていかなければならないのです。制度の開始は令和5年10月からですが、この登録申請は令和3年10月からすでに開始されています。

多くの事業者にとって対応が求められるインボイス制度について、特に中小企業の理解はどの程度進み、また実際に取り組んでいるのでしょうか。本レポートは、インボイス制度についての中小企業の理解度や取り組み状況について行った調査をまとめたものです。

## CONTENTS

### ブルーレポートmini 2022年9月号 目次

1. インボイス制度への理解	3
1-1. インボイス制度についての内容理解	3
1-2. 理解できていない理由	4
2. インボイス制度への取り組み状況	5
3. インボイス制度についての説明有無	6
4. まとめ	7

# 1. インボイス制度への理解

インボイス制度は消費税の仕入税額控除に必要な新しい仕組みであるが、背景には消費税に係るお金の流れをクリアにしたい思いがあるため、作成する書類の仕様が変わったり、事前に準備して登録申請を行ったりと、対応への手間はとても多い。

すでに課税事業者である企業はもちろんのこと、免税事業者であっても導入を検討しなければならない重要な制度である。令和5年10月からの本格運用を前に、この制度に関する中小企業の理解はどの程度進んでいるのか、調査を行った。

## 1-1. インボイス制度についての内容理解

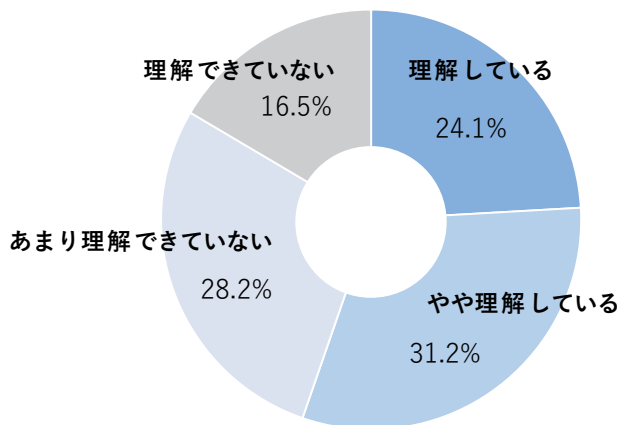
以下はインボイス制度の理解度を把握する目的で行った調査の結果である。「理解している」（299社・24.1%）と「やや理解している」（387社・31.2%）の合計が55.3%となり、半数以上の企業で制度の理解が進んでいることがわかった。

一方、「あまり理解できていない」（350社・28.2%）と「理解できていない」（204社・16.5%）の合計は44.7%となり、具体的な内容理解まで進めていない企業が4割強にのぼっていることが分かる。制度開始まで1年余りではあるが、現状

では制度に関する周知がまだまだ徹底されていないと言える。

課税事業者が対象の制度ではあるが、対象外の免税事業者であっても、取引先との関係を考慮して登録申請を行うかどうかは必ず考えなければならないことである。国税庁を始め関係機関は、認知、理解に向けた取り組みをさらに強化する必要があるだろう。

### ■ インボイス制度についての内容理解 (n=1,240)



## 1-2. 理解できていない理由

続けて、インボイス制度について「あまり理解できていない」「理解できていない」と回答した554社に対し、その理由を聞いたのが以下のグラフである（無効回答2社を除いて分析）。

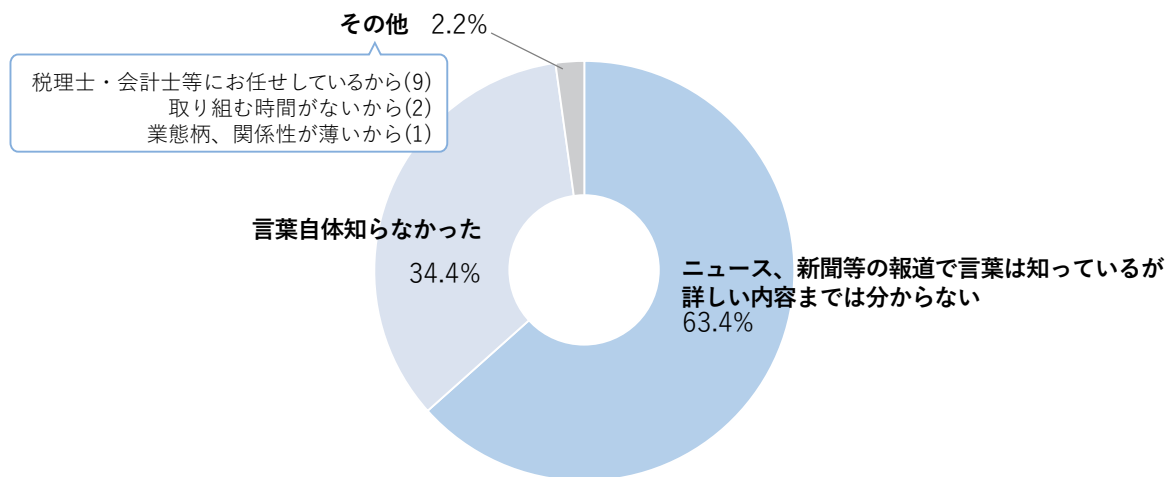
最も多かったのは「ニュース、新聞等の報道で言葉は知っているが詳しい内容までは分からない」と回答した350社で、回答企業に占める割合は63.4%であった。一方、「言葉自体知らなかった」と回答した企業は190社に及び、同じく回答企業に占める割合は34.4%であった。「その他」を選択したのは12社（同・2.2%）で、そのうち最も多かった回答は「税理士・会計士等にお任せしている」（9社）であった。

この調査結果から、インボイスという制度については耳にする機会が増えても、具体的に何をするのかについての理解が進んでいない中小企業が多

いことがわかる。納税に係る作業変更や申請手続きなどの制度自体の理解が重要だが、制度を説明する際には、具体的に企業が何を、どのように取り組んでいかなければならないのかについても、わかりやすい説明が必要だ。

また、「言葉自体知らなかった」という回答が多いことから、制度開始後に取り引きが停止されるリスクがあること自体を理解していない企業が一定数存在する可能性がある。特にこれまで免税事業者であった小規模事業者は、消費税の納税に関する意識が低い場合がある。決して他人事ではないとの問題意識とともに、丁寧な情報提供をしていくことが求められる。

■ 理解できていない理由（n=552）



## 2. インボイス制度への取り組み状況

インボイス制度の開始は令和5年10月であるが、その登録申請が開始されていることについてはすでに述べたとおりである。こうした申請手続きに加えて、自社発行の書類のうち何をインボイスとするか、現状のシステムはその制度に対応できるものなのか、取引先はこの制度についてどのように考えているのかの確認など、実際の運用の前に準備

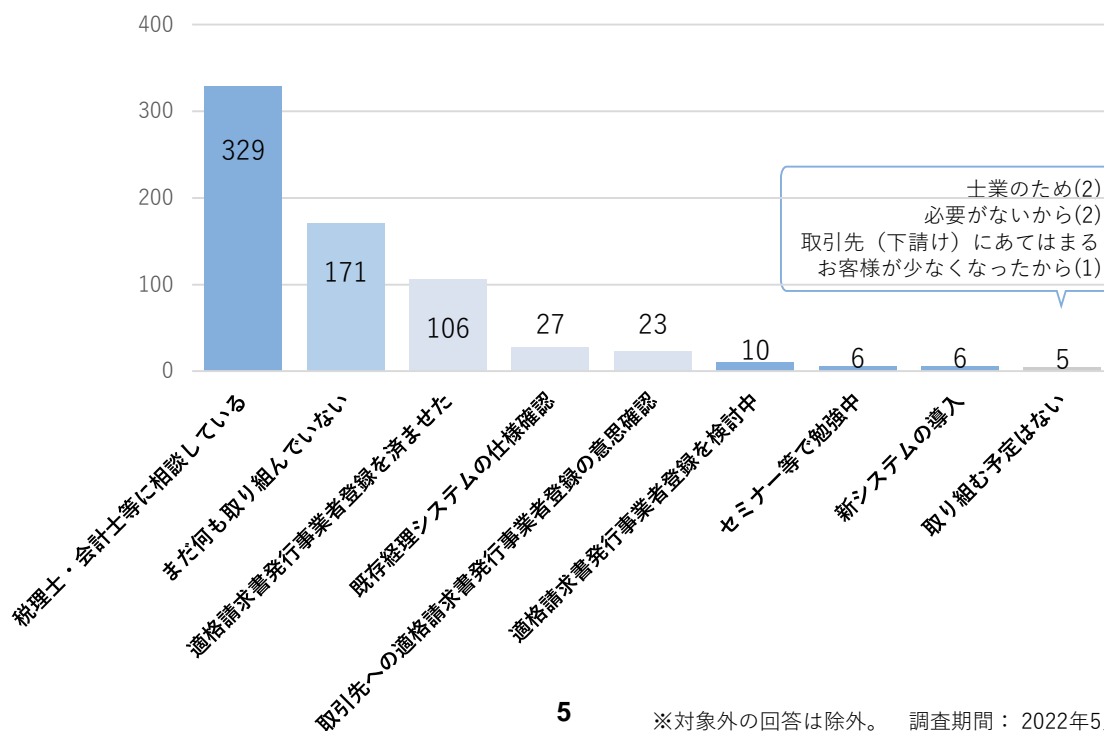
しておかなければならないことは多岐にわたる。開始まで1年余りとなった今、すでに取り組みを始めている企業も多いだろう。

インボイス制度の開始に向けて、中小企業はどの程度対応を進めているのか。その実態を把握する調査を行い、具体的な内容についても聞いた。

インボイス制度について「理解している」（299社）、「やや理解している」（387社）と回答した686社に対して、具体的な取り組みを進めているかどうかを聞いた（無効回答3社を除いて分析）。最も多かったのは「税理士・会計士等に相談している」の329社で、回答企業の48.2%に及んだ。さらに「まだ何も取り組んでいない」（171社・同25.0%）、「適格請求書発行事業者登録を済ませた」（106社・同15.5%）、「既存経理システムの仕様確認」（27社・4.0%）などと続いた。

また、「取り組む予定はない」と回答した5社の内訳としては、「士業のため」（2）、「必要がないから」（2）、「取引先（下請け）にあてはまるお客様が少なくなった」（1）であった。インボイス制度は業種・業態・規模を問わずに対応する必要があるものである。制度開始直後に慌てないためにも、企業側で準備しておくべきことを把握した上で、計画的な取り組みを早めに進めることをお勧めしたい。

■ インボイス制度への取り組み状況（n = 683）



### 3. インボイス制度についての説明有無

前ページの回答結果にあるように、インボイス制度は納税に関連するものであることから「税理士・会計士等に相談している」と回答する企業が最も多かった。一方で理解が進んでいない企業も

多く存在することから、ここでは改めて、インボイス制度について専門家から説明を受けているのかを把握する調査を実施した。

インボイス制度について、税理士・会計士等から説明を受けたり、対応についての提案を受けたかについて聞いた結果が以下のグラフである。

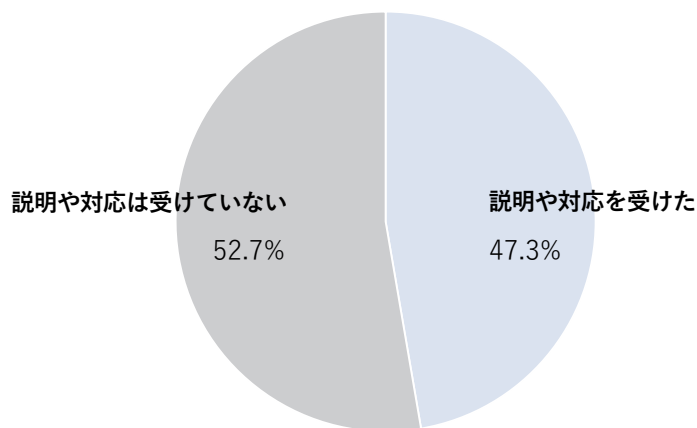
「説明や対応を受けた」と回答した企業は587社（47.3%）であり、「説明や対応は受けていない」の653社（52.7%）よりも少ない結果となった。過半数の企業において、税理士・会計士等からの説明や提案がなされていないことがわかった。

これまで述べてきたとおり、インボイス制度では多くの確認事項が存在する。制度の要件を満たしているか、計算の仕様は正しいかなど、請求書業

務に係る重要な変更については、事前に専門家による詳細なアドバイスが有効であろう。

またインボイスの保管義務期間（7年間）についてはデータ保管も可能であるが、その際には本レポート8月号でも紹介した改正電子帳簿保存法への対応も関係してくる（インボイスを電子保存する際には、改正電子帳簿保存法の保存要件を満たす形で対応しなければならない）。書類作成や管理に関するさまざまな変更が予定されている今、こうしたことも、専門家、また支援者や団体などの存在が助けになるのではないだろうか。

#### ■ インボイス制度についての説明有無（n=1,240）





## 4. まとめ

### ○納税ルールの明確化への対応

インボイス制度が導入されることになったきっかけは令和元年10月の消費税改正である。税率が8%から10%に上がり、同時に軽減税率の適用が決まったことから、2種類の税率が併用されることになり、納税に関するルールを明確化する必要性が生じたためである。

具体的には、請求書の税率区分を明確化することで正確性を担保しつつ、一方で二重徴収や不正、ミスなどを防ぐことができるとされている。さらには、売上1,000万円未満の事業者に対する免税措置にミスを入れることで、益税といわれる国に納められない消費税の扱いを厳格化する狙いもあるといわれている。

また、この制度は自社のみならず取引先との関わり方と直結するものである。やり取りする書類をデータ保存する場合には改正電子帳簿保存法への対応とも連携する必要がある。実際に制度が開始されれば、事業者側の新たな負担として請求書業務の複雑化や確認などに伴う事務作業の増加が挙げられるだろう。

これらを踏まえるだけでも、企業の規模にかかわらず、令和5年に向けてさまざまな取り組みが必要になることがわかる。インボイス制度の導入は、単なる請求書の仕様変更にとどまらず、消費税の納税厳格化や、取引先との関係強化（場合によっては見直し）などが含まれ、企業経営においても重要な取り組みだと言えるのである。

### ○登録申請への時間的余裕はない

本レポートでは、そのインボイス制度について中小企業の理解がどの程度進み、かつ具体的な取り組みを進めているかについて調査をした結果をま

とめている。

それによると、中小企業では約半数で理解を得られているものの、すべての企業が対策を考えなければならないこと、また制度の開始まで1年余りであることを考慮すると、決して理解が進んでいるとは言えない状況である。

またインボイス制度に向けた取り組み状況についても、申請・登録を済ませた企業は少数派で、現状では専門家への相談にとどまっていたり、対策は何もしていなかったりと、進みは遅いと言わざるを得ない。

制度の開始は令和5年10月だが、登録申請は原則、同年3月までとされている。もし制度開始まで時間があると考えている企業があれば、約半年の間に申請を進めなければならない、時間的な余裕はない。その他、インボイス対応の検討事項としては、免税事業者である場合は申請するかどうか、自社が発行する書類の何をインボイスとするか、登録に合わせて、システムが適合しているか、していない場合はどのような仕様を導入するか、など確認し、考えるべきことはたくさんある。

### ○中小企業への情報提供の拡大を

ここまでインボイス制度に向けた取り組みの重要性や準備の煩雑さについて述べたが、社会的信用や今後の事業の安定化を期待することもできる。そのためにもこの制度にどう向き合うべきか、企業の規模に関係なく考えていかなければならず、「知らなかった」では済まされないのである。

企業側が自ら学ぶことが前提だとしても、認知・理解を促進するためには、税理士・会計士等からのアドバイス、また行政や関係機関によるこれまで以上に手厚いサポートも重要だろう。